

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	定期券の発行等、特定利用者の登録		
根拠法令及び条項	蓮田市営駐車場設置及び管理条例施行規則第5条、第6条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） <b>■蓮田市営駐車場設置及び管理条例施行規則</b> （定期券の発行等） 第5条 定期券の交付を受けようとする者は、様式第1号の定期券交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、その更新を行う場合は、この限りでない。 2 定期券の通用期間は、6月を限度とする。 3 定期券利用者は、当該定期券を紛失し、著しく汚損し、若しくは毀損し、又は駐車場に駐車する自動車を変更しようとするときは、様式第2号の定期券再交付申請書を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。 4 定期券を著しく汚損し、又は毀損した場合の前項の規定による申請には、同項の申請書に、その定期券を添えなければならない。 5 定期券は、定期券交付申請書又は定期券再交付申請書に記載された車両番号の自動車以外に使用することはできない。 6 定期券利用者は、定期券を第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。 7 第3条の規定にかかわらず、定期券利用者による駐車場の利用については、自動車を入庫及び出庫させるときに、定期券を発券機又は精算機に挿入する方法によるものとする。 （特定利用者の登録） 第6条 条例第6条第2項の規定により使用料を後払いしようとする者は、市長の登録を受けなければならない。 2 前項の登録を受けようとする者は、様式第3号の特定利用者登録申請書に市長が別に定める書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。		
審査基準 設定年月日	令和6年4月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 14日 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		

標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	教育委員会生涯学習部社会教育課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。